

朝霞市議会議会運営委員会

日 時 令和8年5月29日（金）午前9時開会
場 所 第2委員会室
事 件

(1) 第2回市議会定例会について

出席者

岡 崎 和 広 委 員 長	田 原 亮 副 委 員 長
石 原 茂 委 員	増 田 と も み 委 員
飯 倉 一 樹 委 員	利 根 川 仁 志 委 員
本 田 麻 希 子 委 員	

野 本 一 幸 議 長

欠席者

(な し)

委員外議員

遠 藤 光 博 副 議 長	石 川 啓 子 議 員
外 山 麻 貴 議 員	兼 本 尚 昌 議 員
渡 部 竜 二 議 員	

傍聴議員

黒 川 滋 議 員	宮 林 智 美 議 員
西 明 議 員	高 堀 亮 太 郎 議 員

説明のため出席した者の職氏名

松 下 昌 代 市 長 濱 浩 一 総 務 部 長

委員会に出席した事務局職員

森 田 一 広 事 務 局 長	松 原 陽 子 議会総務課長
星 野 要 議会総務課主幹	菊 島 隆 一 議 事 係 長
柴 沼 勇 太 議 事 係 主 任	熊 谷 祐 樹 議 事 係 主 任

○岡崎和広委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開きます。

(午前9時)

○岡崎和広委員長 初めに、議長から諮問をお願いします。

議長。

○野本一幸議長 皆さん、おはようございます。

本日は御多用のところ、議会運営委員会を開催していただきありがとうございます。

令和8年第2回定例会の会期等について、お手元の予定表のとおり6月5日から6月26日までの22日間を設定しましたので、御諮問申し上げます。

今期定例会における請願受付の締切りは、本日の午後5時となっております。現在、請願は提出されておきませんが、新たに請願が提出された場合は、定例会初日散会後に議会運営委員会を開催していただき、付託先を諮問したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会期等の詳細につきましては、後ほど事務局長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○岡崎和広委員長 どうもありがとうございました。

○岡崎和広委員長 次に、市長から御挨拶をお願いします。

○松下昌代市長 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

今回提出させていただきました議案は、議案第22号 専決処分の承認を求めることについてをはじめといたします議案第29号までの8件でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○岡崎和広委員長 どうもありがとうございました。

○岡崎和広委員長 次に、今期定例会に付議される議案の大綱について、総務部長から説明をお願いします。

総務部長。

○濱浩一総務部長 おはようございます。

それでは、着座にて議案の説明をさせていただきます。

今回提出させていただく議案は、議案第22号から議案第29号までの8件でございます。内訳は、専決3件、予算1件、条例3件、契約1件となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議案第22号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

今回議案として提出させていただきました専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が去る3月31日に交付されましたことに伴い、朝霞市税条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。

主な改正内容につきましては、固定資産税に関して、いわゆるわがまち特例の対象が拡充

されたことに伴う規定の新設のほか、軽自動車税に関して、環境性能割の廃止に伴う関係規定の削除など、所要の改正を行うものでございます。

以上が議案第22号の概要でございます。

次に、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて。

今回議案として提出させていただきました専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が去る3月31日に交付されましたことに伴い、朝霞市都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。

主な改正内容につきましては、都市計画税に関して、いわゆるわがまち特例の対象が拡充されたことに伴い規定を新設するものでございます。

以上が議案第23号の概要でございます。

次に、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて。

今回議案として提出させていただきました専決処分につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が去る3月31日に交付されましたことに伴い、朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、低所得者の国民健康保険税を軽減するための判定所得の見直しを行い、対象世帯の拡充をするものでございます。

以上が議案第24号の概要でございます。

次に、議案第25号 令和8年度（2026年度）朝霞市一般会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

こちら補正額は、歳入歳出それぞれ1億7,262万8,000円の増額で、これを含めました累計額は564億6,986万4,000円となっております。

第2条の地方債の補正につきましては4ページに掲載しておりますが、小学校コンピューター整備事業債など2件の地方債について、借入限度額の変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出の概要を申し上げます。

まず、歳入でございますが、12ページをお開きください。

使用料及び手数料は、住民票手数料などを減額することにより、269万3,000円減額しております。

国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額することにより、8,897万2,000円増額しております。

県支出金は、公立学校情報機器整備事業費補助金を減額することにより、3,417万3,000円減額しております。

繰入金は、財政調整基金繰入金を2,452万2,000円増額しております。

市債は、小学校コンピューター整備事業債などを増額することにより、9,600万円増額しております。

次に、歳出でございますが、14ページをお開きください。

商工費は、新たにキャッシュレス決済ポイント還元事業委託料を計上することにより、1億2万6,000円増額しております。

教育費は、小中学校のGIGAスクール端末リプレースに係る電算機器設定等委託料を減

額する一方、教材教具購入費を増額することにより、7,260万2,000円増額しております。

以上が議案第25号の概要でございます。

次に、議案第26号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

改正内容につきましては、地方自治法の改正に伴い、関係条例の法令引用条項に上ずれが生じたため、改正を行うものでございます。

なお、この改正につきましては、法の施行の日である令和8年9月24日から施行したいと考えております。

以上が議案第26号の概要でございます。

次に、議案第27号 朝霞市介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、令和7年度及び令和8年度の住民税が非課税である第1号被保険者またはその属する世帯員が令和8年度介護保険料算定において住民税課税者とみなされる場合、その者を住民税非課税者として判定する保険料段階まで令和8年度介護保険料を減額するものでございます。

なお、この改正につきましては公布の日から施行し、改正後の朝霞市介護保険条例の規定は令和8年4月1日から適用したいと考えております。

以上が議案第27号の概要でございます。

次に、議案第28号 令和6年議決第111号の一部変更についてでございます。

概要につきましては、朝霞第十小学校大規模改修工事について、令和6年議決第111号の一部を変更するものでございます。

変更内容は、工事請負費を税抜き4億1,712万8,000円から税抜き4億3,764万4,000円に増額するものでございます。

以上が議案第28号の概要でございます。

次に、議案第29号 朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては、地方公共団体情報システム機構によるコンビニエンスストア等における証明書交付の利用促進を図るため、手数料を減額するものでございます。

なお、この改正につきましては令和8年7月1日から施行したいと考えております。

以上が議案第29号の概要でございます。

以上が、今議会に提出させていただきました議案の概要説明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡崎和広委員長 どうもありがとうございました。

次に、今期定例会の会期及び議案の付託先の諮問案について、事務局長、説明をお願いします。

○森田一広議会事務局長 それでは、お手元の会期予定表から御説明申し上げます。

今期定例会の会期等については、議長の命を受けまして、付議予定案件等を勘案し、次のとおり作成いたしました。

まず、初日の6月5日金曜日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、提出議案の提案理由の説明を予定しております。6日土曜日から10日水曜日までは休会、11日木曜日は提出議案に対する質疑及び委員会への付託、12日金曜日から14日日曜日までは休会、15日月曜日は第1委員会室において総務常任委員会を開催、16日火曜日は常任委員会予備日、17

日水曜日は、第1委員会室において教育常任委員会、第2委員会室において民生常任委員会を開催、18日木曜日は常任委員会予定日、19日金曜日から21日日曜日までは休会、22日月曜日から24日水曜日までは一般質問、25日木曜日は休会、26日金曜日を最終日とし、委員長報告及び同報告に対する質疑、討論、採決を行うということで、22日間の会期を予定させていただきました。

次に、議案の付託先につきましては、お手元の案のとおりです。

以上で説明を終わります。

○岡崎和広委員長 それでは、諮問案について質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○岡崎和広委員長 質疑がありませんので、質疑を終結します。

次に、会期及び議案の付託先について御協議願います。

協議する間、暫時休憩します。

(午前9時11分)

○岡崎和広委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前9時11分)

○岡崎和広委員長 お諮りします。

会期及び議案の付託先について、諮問案どおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岡崎和広委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、本決定を直ちに議長に答申します。

議長。

○野本一幸議長 どうもありがとうございました。

本日の答申に沿って議事の運営を行ってまいりたいと思いますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、お手元に配付してあります陳情書が提出されておりますので、各議員のタブレットにその写しを掲載したいと考えておりますので、御了承願います。

今期定例会におきましても、スムーズな議会運営に御協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○岡崎和広委員長 以上で会期及び議案の付託先について協議が終了しました。

○岡崎和広委員長 以上で本委員会を終了します。

(午前9時12分)

◎議会運営委員長